

医療薬学専門薬剤師認定制度 よくある質問

申請資格を証明する書類資料について

指定の資料のPDFもしくはスクリーンショットをご提出ください。

- 1 がん専門薬剤師集中教育講座の受講証等に、日病薬のシールの貼付が無いのですが、申請できますか。

本申請は日病薬シールの有無は問いませんので、シール貼付が無くともクレジットとして申請いただけます。

- 2 学会発表について、要旨集がアプリやWebサイトでの閲覧になっている場合、どのように申請すればよいですか。

アプリやWebサイトより要旨をダウンロードしていただき、PDFもしくはスクリーンショットを証明資料として提出してください。
なお、要旨の記載がないプログラム集での代用はできません。

- 3 論文採択通知は来ているのですが掲載用原稿校正はまだできていない場合、該当論文は申請できますか。

論文実績およびクレジットとして申請が可能です。
申請時には採択通知のコピー（PDF）やメールのスクリーンショットをご提出いただき、掲載用原稿は届き次第ご提出ください。

- 4 学会の参加証・ネームカードを紛失してしまいました、参加費の領収証などで代用してクレジットの申請はできますか。

主催者より交付された参加証・ネームカード・受講証等以外は認められませんので、再発行について各主催者へお問い合わせください。
ただし本学会の年会のみ、会員マイページの「参加行事一覧」のスクリーンショットの提出で代用を認めます。

医療薬学専門薬剤師認定制度 よくある質問

申請書の提出について

申請書類は電子データで提出いただきますので、書面での提出・郵送は不要です。

- 1 申請書類をドロップボックスへアップロード後、アップロード完了通知メールが届きませんが、提出できておりますか。

アップロード完了通知メールはDropboxの仕様のため、事務局では不着理由はわかりかねます。

提出状況をお問い合わせいただく場合は、メール本文に「会員番号・氏名・アップロード日時」を明記の上、お問い合わせください。

- 2 ドロップボックスへ申請書類をアップロードした後に、書類の修正や差し替えをしたい場合はどうすればよいですか。

提出期限内であれば、修正・差し替えが可能ですのでファイル名に（修正版）（再提出）等を追記の上、再度アップロードしてください。なお、複数回アップロードされた場合には、最新の日時のものを有効とします。

- 3 申請書を提出した後に、事務局から受領連絡はありますか。

個別に申請書類受領の連絡は行っておりません。

【申請書類一式のアップロード】 + 【審査料のお振り込み】

で申請のお手続きは完了です。

案内に記載の結果通知時期に、会員登録されているメールアドレス宛に審査結果をお送りいたします。

- 4 申請書や申請資格を証明する書類資料について、旧姓の記載のものがありますが、旧姓併記や証明書など提出する必要がありますか。

会員登録情報の履歴等を事務局で確認いたしますので、申請書等への旧姓併記や証明書の提出は必要ございません。

医療薬学専門薬剤師認定制度 よくある質問

クレジットについて

申請時から遡って5年間のもものが有効です。
それぞれ付与される単位数は、細則の別表1をご確認ください。

- 1 掲載誌が和文誌でも全て英語の論文を執筆し掲載されたら、英語論文（査読あり）の単位数でカウントされますか。

掲載誌が和文誌でも、全て英語で執筆された論文は英語論文（査読あり）の単位数でカウントされます。

- 2 医療薬学会年会内のシンポジウムのクレジットは、1シンポジウムごとにカウントされますか。

医療薬学会年会の参加としてクレジットが付与され、シンポジウムについて個別のクレジットは付与されません。

- 3 学会発表の共同演者・学術論文の共同著者について、2番目ではなく3番目4番目でも認められますか。

共同演者・筆者の順位は問いません、一律の単位を付与しています。

- 4 学会発表・学術論文について、申請要件に当てはまるか申請前に確認してもらえますか。

個別の学会、学術雑誌、発表内容や論文が、申請要件に該当するかどうか申請前の確認依頼は承っておりません。
ご提出いただきました申請資料一式を認定委員会にて判断いただきます。

- 5 申請要件以上の単位のクレジットを申請した場合、審査に加算されるなどの利点がありますか。

申請要件で求めている単位以上のクレジットを申請されても審査に加算はございません。要件の「○○単位以上」を満たしているかを確認しております。

医療薬学専門薬剤師認定制度 よくある質問

専門薬剤師 新規申請要件について

- 1 申請要件の「薬剤師実務経験年数5年」について、4月で丸5年となりますが、その一カ月前の3月の申請受付時に申請できますか。

申請可能です。

- 2 申請要件の「薬剤師実務経験年数5年」について、産休・育休での休職期間はどのように取り扱いますか。

休職期間は通算期間に含むことはできませんので、休職期間を除いて実務経験5年を満たしているか確認の上、申請してください。
申請書の「勤務・研修期間」の欄には、休職期間を括弧書きで記載してください。

- 3 学会発表・学術論文の実績について、クレジットと同様に5年以内のもので申請しなくてはならないのでしょうか。

学会発表・学術論文の実績については、年数の制限はありませんので5年以上前の実績で申請可能です。
また、5年以内の実績であればクレジットと実績の両方へ申請可能です。

- 4 申請要件の「1年以上の研修歴」について、研修時期に制限などはありますか。

医療薬学専門薬剤師制度がスタートした**2020年1月以降**に実施された研修が対象になります。

- 5 新規認定申請の様式4-4「研修履修報告書」について、研修施設に所属している場合の研修の終了年月日の記載方法を教えてください。

終了年月日の欄は「在籍中」等の記載で差し支えありません。

医療薬学専門薬剤師認定制度 よくある質問

指導薬剤師

新規申請について

- 1 申請要件に「「医療薬学専門薬剤師」（旧認定薬剤師を含む）として5年以上医療現場や大学で活動していること。」とありますが、現在有効な専門薬剤師の資格でないと申請できないのでしょうか。
（過去に専門薬剤師の認定を受けていたが、更新せず今は無効の場合）

現在有効な資格でなくとも、過去に5年以上専門薬剤師の認定資格を保有されていた履歴が確認できましたら申請可能です。

- 2 申請要件の「学術論文10報以上」は、筆頭著者が1報あれば残りはすべて共同著者でも申請可能ですか。

可能です。日本語・英語問わず筆頭著者の論文が1報以上あれば、それを含む10報以上で申請できます。

- 3 申請要件の学会発表10回以上は、年会・全国・地方の大会や、筆頭発表か共同発表かを問わず10回以上の発表で申請可能ですか。

申請要件として、日本医療薬学会年会での筆頭発表1回以上を含むことが求められております。年会での筆頭発表1回以上含んでいれば、その他の9回以上は大会および筆頭・共同について問いません。

- 4 学会発表・学術論文の実績について、クレジットと同様に5年以内のもので申請しなくてはならないのでしょうか。

学会発表・学術論文の実績については、年数の制限はありませんので5年以上前の実績で申請可能です。
また、5年以内の実績であればクレジットと実績の両方へ申請可能です。

医療薬学専門薬剤師認定制度 よくある質問

指導薬剤師

更新申請について

- 1 指導薬剤師としての認定期間（活動期間）が5年に満たない場合、活動実績はいつの期間を記載すればよいでしょうか。

指導薬剤師認定期間が5年未満の場合、医療薬学専門薬剤師認定期間の5年間分のものを記載していただくことが可能です。

- 2 医療薬学専門薬剤師と医療薬学指導薬剤師を両方保有している場合の更新申請は、どのように行えばよいですか。

専門・指導の両資格保有継続をご希望される場合、各々更新申請手続きと更新審査料が必要になります。

※片方だけの資格保有を継続する事も可能ですので、ご所属先施設の状況等をご勘案いただきご検討ください。

※他団体の資格申請の際に、当学会の専門薬剤師の資格が要件の一つとなる場合もあるので、ご確認ください。

- 3 申請書類に記載する活動実績について、どの様なことを記載すればよいでしょうか。

「医療薬学専門薬剤師研修施設あるいは地域・学会等において指導的役割を果たしてきたこと。」と規程されております。貴施設内での部下の方へのご指導や、地域における活動、各学会での活動等をご記載ください。

医療薬学専門薬剤師認定制度 よくある質問

暫定認定から正規認定への移行申請

- 1 暫定認定者が正規認定申請を行った場合、正規認定としての認定期間はどのようになりますか？

暫定認定者が正規認定を取得した場合、認定期間は正規取得時から新たに5年間となります。

- 2 暫定認定者が認定期間の5年以内に不足要件を満たせなかった場合、暫定認定の更新や認定期間の延長は認められますか？

暫定認定者は認定期間内に不足要件を満たしていただく必要があります、満たせなかった場合には認定期間満了時に認定資格が失効します。

- 3 医療薬剤師専門薬剤師を暫定認定のまま、医療薬学指導薬剤師の新規認定申請を行うことは可能ですか。

医療薬学専門薬剤師の暫定認定のままでは、指導薬剤師の新規申請は出来ません。

しかし、同年度に「医療薬学専門薬剤師の暫定から正規への移行申請」と「医療薬学指導薬剤師の新規申請」の両申請を行うことは可能です。

※医療薬学専門薬剤師（正規認定）審査に不合格となった場合は、医療薬学指導薬剤師の認定も取得することはできません。

医療薬学専門薬剤師認定制度 Q&A

更新申請・更新保留申請について

- 1 更新申請対象者について「認定期間が〇〇年3月31日で終了する方」と案内が来ましたが、認定証の期間満了日は「〇〇年12月31日」と記載されています、どちらが正しいのでしょうか。

2022年度以降の新規・更新申請より、
認定開始日が4月1日、認定満了日が3月31日
と変更されました。

それに伴い、認定満了日が12月31日となっている認定証の認定満了日は全て3ヶ月間延長されております。

(医療薬学専門薬剤師認定制度規程細則第16条)

- 2 更新保留の期間は、申請希望した年数で認めてもらえるのでしょうか。

更新保留の期間につきましては、ご提出いただいた書類を基に認定委員会にて諾否の判断を行いますため事務局では判断出来かねます。ご希望の年数にて申請をお願いします。

- 3 認定期間5年間の中で学会を休会した期間があるのですが、更新申請の時期などはどうなりますか。

当学会休会期間中も認定資格の認定期間は継続しておりますので、認定期間終了日に変更はありません。更新申請年度に「更新」もしくは「保留」の申請をいただかないと認定が失効いたします。

なお、更新要件を充足されておりましたら、学会休会歴があっても更新申請が可能です。

医療薬学専門薬剤師認定制度 よくある質問

会員情報、認定証について

- 1 学会会員歴の年数の数え方を教えてください。

会員歴は入会月に関らず、継続して年会費をお支払いいただいた年度でカウントいたします。
なお、学生会員の会員歴は会員年数に2分の1を乗じた年数分を算入できます。

- 2 認定資格の認定期間の確認方法を教えてください。

認定期間につきましては、会員マイページの「資格認定閲覧」よりご確認いただけます。

- 3 認定証の再発行は出来ますか。

再発行は可能ですが、手数料が1通1,000円プラス消費税・郵送料が必要となります。ご希望の場合は事務局へメールにてご連絡ください。